

平成29年10月5日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成 29 年 10 月 5 日 (木)
午後 3 時 12 分から 午前 16 時 3 分まで
- 2 場 所 小 矢 部 市 役 所 特 別 会 議 室 (2 階)
- 3 議 事 議 案 第 25 号 農 地 法 第 4 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に つ い て 1 件
議 案 第 26 号 農 地 法 第 5 条 の 規 定 に よ る 許 可 申 請 に つ い て 1 件
- 4 協 議 事 項 1) 利 用 状 況 調 査 の 実 施 に つ い て
- 5 報 告 事 項 1) 農 地 法 第 3 条 の 3 第 1 項 の 規 定 に よ る 届 出
2) 業 務 報 告 ・ 予 定
3) そ の 他

出席委員 16 名

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 番 高 田 法 定 | 11 番 荒 木 貞 道 |
| 2 番 宇 川 傳 治 | 12 番 日 光 善 治 |
| 3 番 中 島 一 朗 | 13 番 三 輪 和 雄 |
| 4 番 古 村 正 夫 | 14 番 大 谷 文 男 |
| 5 番 山 崎 和 英 | 15 番 西 尾 信 秋 |
| 6 番 田 悟 敏 子 | 18 番 杉 森 清 弘 |
| 9 番 青 島 由 弘 | 19 番 吉 江 秀 一 |
| 10 番 高 藤 孝 一 | 20 番 前 田 真 一 郎 |

欠席委員

- 7 番 中 村 重 樹
8 番 和 田 俊 信
16 番 島 倉 博
17 番 水 上 俊 秀

発言者	発言事項
会長	<p>議案審議の前に、農地パトロールを行いたいと思います。農地パトロール終了後、こちらに戻り、議事に入りたいと思います。 では、事務局より農地パトロールについて説明をお願いします。</p>
事務局	(農地パトロールについて 説明)
	<p>それでは、ただいまから出発いたします。正面玄関にマイクロバスを用意しておりますので、今ほどの農地パトロール調査箇所の資料をお持ちの上、バスに乗車してください。</p>
	(マイクロバスにて巡視)
	(帰庁)
会長	
会長	<p>それでは、ただいまから小矢部市農業委員会10月度総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、16名全員ですので定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、和田委員さん、島倉委員さん、水上委員さん、中村委員さんとなっております。</p> <p>議事に入る前に、本日の議事録署名委員を指名いたします。○番の○○委員さん、○番の○○委員さんをお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第25号 「農地法第4条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>○議案第26号 「農地法第5条の規定による許可申請について」計1件</p> <p>以上、2件の付議議案となっております。</p> <p>それでは、順次審議いたします。議案第25号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。</p>
事務局	<p>議案第25号「農地法第4条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号5番は、面積が959㎡で、農家住宅・農作業場・農機具格納庫・貸車庫敷地として転用しようとするものです。位置図については、1ページをご覧ください。また、2、3ページに土地利用計画図を添付しております。</p> <p>この農地は、第3種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>

会長	それでは、○番の○○地区、○○委員さんより受付番号5番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	それでは、5番の調査報告をいたします。申請人は、○○の○○さんです。申請地は○○で、面積は959㎡となっております。転用目的としましては、宅地、それから農作業場と農機具庫、貸車庫となっております。位置図の1、2、3ページをご覧ください。まず2ページの緑色に塗ってある所、間に空白がありますが、これは別々の地図を合わせたものですので本来はくっついています。○○は1ページの申請地のガレージの横に田んぼが1枚あります。そこに住宅を建てたいということです。息子さん夫婦が、子供ができて従来の中にある家が手狭になり、古いということもあるので新たに住宅を建てて同居をしたいということです。それから、ガレージの方ですが、○○、○○、○○、○○。こちらは申請人の父親が亡くなる以前、○○年頃に農機具等が大型化して、町屋ですので住宅の後に納屋を造られたんですが、そこに出入りする道路幅が狭かったので現在の所に農舎を建てたそうです。そこを本来なら申請をしてやらなければならないところを本人が知らずに申請をせずに建てて現在に至ったということです。先日行ってきたら、本人が建てたわけではないのですが、親が建てたものですので大変申し訳ないと反省をされていて、今後このようなことが無いようにしますとおっしゃられていました。○○と、○○の両区長さんと、田んぼの隣接者等の同意書、それから始末書を提出されておりますので、ひとつよろしくお願ひいたします。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、ただいまの件についてであります、ご質問等はございませんか。
○○委員	現在、貸ガレージを建てる所には農作業場が建っているのですか。
○○委員	ガレージも農作業場も一緒に建っています。
○○委員	建ってしまっているのですか。
○○委員	建ってしまっていて、宅地だけが新たに申請されました。
○○委員	何番地のことですか。
○○委員	○○に住宅を建てたいそうです。○○、○○、○○、○○は宅地にしたいそうです。申請しようとしたらこういうものが出てきたということです。
○○委員	貸しガレージは現在需要はあるのですか。現在あるものには利用者は入っていますか。
○○委員	○○は駐車場や車庫を持たない人が多いので。
○○委員	田んぼはやっておられますか。
○○委員	田んぼは営農組合です。

会長	他に無いようですので、「異議なし」として議案第25号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第25号については「承認」といたします。 続いて、議案26号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。議案書の2ページをご覧ください。 受付番号18番は、面積が499㎡で、住宅敷地として転用するため、所有権の移転を行おうとするものです。位置図については、4ページをご覧ください。 この農地は、第1種農地であり、運用通知の許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。
会長	それでは、○番の○○地区、○○委員さんより受付番号18番について、調査報告をお願いいたします。
○○委員	お疲れ様でございます。譲受人は○○の○○さん、譲渡人は○○さんです。○○さんは○○さんの娘さんで、分家住宅敷地として申請をされております。位置図の6ページをご覧ください。今の申請地と宅地のある所に排水路がありまして、その排水路を使ってこちらの排水の方へ落とすそうです。上下水道は、下水道が道の方に走ってますのでそこに繋ぐことになっています。この申請地は元々○○さんが育苗するためのハウスで畑地になっています。畑地に宅地を建てて、進入路も造るということです。今は別居されているそうですが、現在のお宅が手狭だということと、娘さんが老後の介護のためにも隣にお家を建てたいということで申請がありました。位置図の5ページになりますが、申請地の農機具搬入路の所に○○さんの現在の駐車場があります。こちらの車庫は○○さんの親が建てられたもので、申請をしたらほんの一部なんですけど、申請がされていなかったそうです。始末書の提出もされているのでよろしく申し上げます。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは、ただいまの件についてでありますけど、ご質問等はありませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第26号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第26号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 次に、協議事項について事務局より説明していただきます。

事務局

それでは、協議事項「利用状況調査の実施について」ですが、まずは別添の資料をご覧ください。「耕作放棄地の発生防止解消について」という資料とフローチャートの資料をお手元にご用意ください。まず、利用状況調査の実施をするに当たりまして、そもそもの耕作放棄地の発生防止解消について、まず基本的な所からご説明させていただきたいと思えます。平成28年の4月に改正農業委員会法が施行され、農地利用の最適化が農業委員の必須業務となりました。その中で特に遊休農地の発生防止解消対策が委員会でも重要な取り組みとされています。1ページ目に表の形で記載してありますが、小矢部市の農業委員会で遊休農地の解消に向けた取り組みの案という形でお示ししてあります。まず、上から順番に言いますと、年間を通して事務局の方で遊休農地の絞り込みということで調査をいたします。遊休農地の絞り込みに基づきまして、遊休農地として事務局がリストアップします。それについて、10月上旬から11月上旬の間に遊休農地の個別調査ということで今までも委員さんにはこの調査をお願いしておりました。今までは年に1回このタイミングだけだったんですが、今後は遊休農地を積極的に解消していきたいということで年に複数回、この調査をお願いしたいと考えております。直近では10月、11月の後には3月頃に同じように実施できたらと考えておりますので、またご協力をよろしく願います。

まず、10月から11月に個別調査をしまして、遊休農地を確認していただきます。その結果遊休農地と認められた所には、所有者に対して農地の利用意向調査というものを事務局の方から文書でお送りします。この意向調査では今後の農地の利用について、自分で耕作されたいのか、人に預けたいのか、そういったことを確認するための調査となっております。毎年、調査をお送りしているんですが、中には回答が無い方もいらっしゃいます。そこで今後委員さんに新たにお願ひしたいと考えているのが、この利用意向調査の未回答者への対応ということで、例えば訪問であったり、お電話による聞き取り等で利用意向の確認と、調査への回答を促していただきたいと考えております。その下にありますが、所在不明遊休農地の特定調査とありますが、この表の一番上で事務局が遊休農地の絞り込みを調査をやっている段階で、どうしても転作野帳にはあるんですが、事務局が実際調べても、ここは果たしてどこだろうという農地がたまにあります。そういった農地について地元の委員さんに所有者さんへ、もしくは地区の方への聞き取り等で場所を確認していただきたいと考えております。

これも直近では3月にお願ひしたいと考えております。その他にも年に数回お願ひしたいと思っております。一番下に通年とありますが、こちらも制度改正後に必須業務となっております。農業委員会は市内の農地全筆を確認しなければならないということになっているので、地区の委員さんには年間を通して、1筆1筆ごとでなくてもいいのですが、農地に異常がないか、問題がないかということで確認をお願いしたいと思います。その下にまとめとして書いてありますが、遊休農地の個別調査について新しくお願ひしたいのが、今まで秋の1回だけ実施していたものを、年に数回実施したいと考えております。利用意向調査の未回答者への対応をお願ひしたいということです。また、事務局で確認できなかった遊休農地の所在地の確認をお願ひしたいという、この3点が今までと比べて新しく委員さんにお願ひしたいお仕事となっております。現在、事務局が絞り込みをした遊休農地なんですが、今年の時点で約900筆程度が候補として上がっております。当面の目標としましては、この900筆程度の確認解消をなるべく早くしたいということにさせていただきたいと思えます。また遊休農地の筆数についてはその年度ごとの確認等で増える可能性もあると考えていただきたいと思います。

2ページ目以降に、今説明したことの詳細が記載されておりますのでまた繰り返しになりますが、改めて説明させていただきます。2ページ目、(2)利用状況調査については農地法にございますが、年に1回は農業委員会が農地の利用の状況について調査をしなければならないとなっております。それをふまえて、委員さんには(Ⅰ)農地の全筆調査をお願ひしたいということであります。(Ⅱ)遊休農地の個別調査について、これは拡充となっております。今まで年に1回だけだったものを複数回実施したいと考えています。その流れで転作野帳で3年間休耕になっている農地を事務局で抽出しています。その結果が先ほど申し上げました900筆が現在確認できているものです。抽出した農地について事務局から委員さんへ調査票、位置図等の資料を配布いたします。その対象農地の現地を確認していただきまして、調査票に記入いただき、事務局へ報告していただきたいと思えます。今回は後ほど資料の説明も致しますが、11月6日、来月の総会までに調査をお願ひしたいと考えております。調査対象の農地の区分、判断基準ですが、(Ⅲ)に記載してあります。まずA分類、これは抜根、整地、区画整理、客土等により再生することによって、通常の農作業による耕作が可能になる、再生可能であると判断できるものです。B分類はA分類よりも状態の悪いもの、林の様相を呈している等、農地に復元するために物理的に条件整備が著しく困難なもの、重機を入れなければ復元できないような所、周囲の状況から見てその土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるもの。もし仮に復元しても水路がもう生きていないですとか、農道がもうないとか、そういった条件で農地としての利用が難しいと思われるものはB分類としていただきます。

また、その他として、転作野帳では休耕になっていたが現地を見たら何かしらの物が作付してあった。もしくは、人の手が入って保全管理がされていたとかというものはその他として、報告をしていただきたいと思います。

4つ目は、先ほどもご説明しました新しい仕事としての、所在不明の遊休農地の調査です。(2)に事務局が3年間休耕となっている農地を調査するとありますが、それを公図ですとか住宅地図で位置を確認しているのですが、どうしてもどこにあるのかわからないものがたまにございます。そういったものについては、委員さんの方で所有者さんですとか、地区の方に聞き取り等をしていただきまして、その場所がどこかというのを事務局の方へご報告していただきたいと思います。この仕事は今回はないですが、3月頃に事務局の方で取りまとめいたしまして、またお願いしたいと考えております。これで場所が判明したものは、改めて遊休農地の確認ということで、もしかしたら1回見ていただいているかもしれませんが、(2)に該当する遊休農地の個別調査としてもう一度調査をお願いする形になります。こちらの方もお覧ください。事務局の方で3年間休耕の野帳の選定をします。その段階で、場所が不明な所は②委員さんに場所の確認をお願いします。そこで区長さんとか生産組合長さんや所有者さんに場所の確認をしていただきまして、事務局の方に報告をしていただいて、そこで判明したものとか事務局で場所の確認のできたものを調査対象の確認ということで、⑥委員さんの方に調査を依頼いたします。⑦現地を確認していただきまして、A分類かB分類か、もしくは遊休農地ではないか、耕作なり保全管理がされている農地かということを確認していただきまして、事務局の方に回答していただくという流れになっております。もう一つの資料の3ページ目をご覧ください。利用意向調査についてですが、農地利用状況調査の結果、A分類、再生可能であると判断された農地について、所有者に利用意向調査を実施することになっています。調査項目としましては、この農地をどうしたいのか、どういう意向を持っていられるのかということ、中間管理機構に預けたいですとか、自分で受け手を探して預けたいとか、自ら耕作するとか、こういった項目が調査項目となっております。先ほどのフローチャートをご覧ください。今ほどご説明しました意向調査は調書回収から、A判定の農地について利用意向調査を所有者さんにお送りします。そこで回答が無ければ委員さんの方から所有者さんに回答して下さいとお願いしていただきたいということ、その時に合わせてどういったご意向があるのかを聞き取りしていただければと思います。資料の3ページ目、未回答者への対応、待遇がこちらになります。(4)非農地判断について、農地利用状況調査の結果、分類Bとなった農地は対象地が農地に該当するかどうか、委員さん個人の確認では農地として復元できないという判断なので、そういった農地は委員会で積極的に非農地の判断を行うべきとされています。

フロー図で見えていただきますと、判定Bの農地については非農地判断を積極的に行って総会で諮って、所有者に地目を変えていただけるように働きかけをするという流れになっております。資料6ページ目、国が作った資料の抜粋です。遊休農地解消に向けた事務手続きということでこういった流れでやるべきというのが示されております。今ほどご説明したように、再生可能なA分類の農地は意向調査を実施して機構への貸付を誘導したり、そういったことを進めていきたいと思います。B分類については農業委員会総会の議決による速やかな非農地判断をすることとなっています。委員会が非農地であると確認して、非農地判断を所有者の申請無く行うことも可能ということにもなっているのですが、所有者さんからすれば、ご自分の農地が現状は農地でなくても、知らない間に地目が勝手に変わっているということで、他の市でトラブルになったという話も聞いていますので、この流れについてはまた検討したいと思っています。できれば所有者さんに働きかけをして、今年の4月以降委員会の方でも審議していただいた案件のように所有者さんから申請をいただいて、非農地の認定をするという流れに持っていくのが一番理想的かと考えています。耕作放棄地の発生防止解消について、その一環として利用状況調査についてはこういった流れで今年度以降、取り組んでいきたいと考えております。今年度の今月の具体的な内容については〇〇の方からご説明いたします。

課長	すみません。所用でここで退席させていただきます。よろしくお願いたします。
	(課長 退室)

事務局	<p>それでは、資料の5ページをお願いします。例年実施してる農地利用意向調査ですが、今年度は農業委員会として農地利用最適化が必須業務ということで、例年よりも濃い内容となっております。フローチャートの図で⑥から⑨までが、今回の農地利用状況調査に該当します。先ほどから言いましたように転作野帳で休耕となっている案件が約900件弱あります。今回調査する対象は300件あまりを調査対象としております。そこで、調査対象の無い委員さんにも農業委員全体で調査をするということで、6ページのように割り振っております。だいたい、地区に該当のある人で10筆以下の方はもう1地区をもってもらう形になっています。7ページが調査票の様式です。農地が再生可能な農地か再生が困難な荒廃農地かということでA判定、B判定をしていただきます。その他のものは自己保全管理なのか、その他として畑作など耕作をされているかということを判断してもらいます。8、9ページは記入例が記載されています。その農地がB判定で再生利用が困難なら、現状なり今後の再生の見込みについて記入してください。10～12ページについては各委員さんに対する調査対象地の一覧表と、1筆ごとの位置図と住宅地図のコピーを載せてあります。お手元の封筒に各担当地区の分の資料を入れてありますので、またご確認をよろしくをお願いします。以上です。</p>
事務局	<p>追加で、資料の7ページ、こちらが利用状況の調査票になっています。昨年も農業委員をしていただいた委員さんには、昨年との調査とはちょっと違うという風に思われるかもしれませんが、昨年までは所有者へ聞き取りしたことの項目も調査票に設けてありましたが、今回の調査はあくまで農地の利用状況の調査という趣旨で実施したいと考えていますので、所有者さんへの聞き取り等は現地が確認できれば、この段階では不要と考えております。もし、こちらからお送りした資料を見ても現地が詳しくわからなかった場合ですとか、直接所有者さんに聞いてみたい場合は聞いていただいて結構ですが、必要がなければ利用状況調査の遊休農地の個別調査の段階では所有者さんへの聞き取りは必要が無いと考えております。また、この様式の一番下の※に書いてあるんですが、お手数ですが、現地の写真を撮っていただきまして、裏面もしくは別紙に貼りつける形、もしくはデータをワードファイルに貼りつけて印刷等でも結構ですので添付していただきたいと考えております。委員さんが現地を見てきたという証拠になりますので、必ず添付をお願いします。使い捨てカメラでも結構です。デジカメで写真を撮られるときには、何日の何時に撮った写真かメモを取っていただく後からデータを見た時に時刻のデータがありますので確認できると思います。写真は農地1筆ごとではなくて、調査票のひとかたまりで写真1枚で結構です。</p>
〇〇委員	<p>資料に〇〇25筆と書いてあるんですが、こちらを見たら40もあるんですけど、〇〇番と〇〇番は一枚の田んぼになっているんですか。</p>
事務局	<p>40というのは、少し番号が飛んでいます。その地区の連番になっていて、事務局で調査をして場所がわからなかったものは今回の調査対象からは外してありますので、順番通りにはなっておりません。</p>
事務局	<p>資料の9ページをご覧ください。確認していただいた結果、耕作放棄ではなく畑作をしているということで、記入例としてその他に畑作をしていると書いてあります。A、Bに該当する場合、以下の項目を記載してください。と書いてありますが、もし可能であれば、カボチャが植えてあったとかをメモとして残していただくと、こちらとしても判断しやすいので、そういった点も書いてもらえたらと思います。6ページ目に担当地区の一覧をお示ししてありますが、一つの地区を何人かでご担当いただいている場合もあります。こちらについては同じ地区の委員さんには同じ資料をお配りしてあります。ですので、誰がどこを見に行くとか、一緒に見に行くとかをお話し合いいただければ決めたいただきたいと思います。</p>
〇〇委員	<p>一覧表の〇〇の所に11、12と〇〇も入っていますが、これもですか。</p>
事務局	<p>それは〇〇の農地になるので、〇〇に上げています。所有者さんが〇〇の方で所在地が〇〇です。</p>
〇〇委員	<p>所在地が〇〇と書いてありました。</p>

会長	何か他にご質問等はございませんか。
会長	無いようですので、次に報告事項について事務局より説明していただきます。
事務局	報告事項説明 1)農地法第3条の3第1項の規定による届出 2)業務報告・予定 3)その他
会長	それでは、ただいまの件についてでありますか、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	11月の研修はバスですか。
事務局	そうです。またバスで行く予定です。
事務局長	少しいいですか。改めまして、今日はお疲れ様でした。10月1日の人事異動で9月まで議事の説明をしておりました〇〇という職員が異動になりました。4月からは1名増員した形で事務局を構成しまして、諸般の業務にあたってきましたが、この10月からは元の人数に戻って、このスタッフでしっかりと農業委員会の業務を担当したいと思っております。改めてお願いとご報告とさせていただきます。よろしく申し上げます。
会長	よろしく申し上げます。それでは、以上で無いようでしたら、本日の案件についてはすべて終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を職務代理より申し上げます。
職務代理	皆さん、長時間大変ご苦勞様でした。秋の農地パトロールでございましたが、いろいろと見ておりますと、こんな所が田んぼだったのかなという風に今日見ていて思いました。また今後とも皆様方ご協力の程を一つ宜しく申し上げます。天候もだんだんと冬に近い様な寒さになってきましたが、皆さん十分体に気を付けて来月の総会もお願いしたいと思います。皆さん、今日のご苦勞様でした。
	10月総会終了

上記のとおり総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名する。

平成29年10月5日

会 長 高 田 法 定

議事録署名委員 6 番 田 悟 敏 子

10 番 高 藤 孝 一